

## 栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について（案）

平成 29 年 7 月  
環 境 省

- 国が長期管理施設を県内 1ヶ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。
- しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。
- 具体的には、保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元のご意向を踏まえ 1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じ減容化した上で、）集約する。これにより、個人が保管している状況を解消することを目指す。

- ・集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、ご提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応する。
- ・減容化の方法としては焼却が望ましいが、市町のご意向により、乾燥圧縮等の方法も採り得る。
- ・集約先の暫定保管場所においては、市町のご意向を踏まえ必要があれば、現在の一時保管場所以上に安全性が確保されるような保管強化措置を講じる。
- ・指定廃棄物に係る国の責任を十分に果たすべく、減容化・集約化に要する経費は全額国費をあてるほか、安全性に係る技術的説明を行う。
- ・これらはいくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内 1ヶ所に整備する長期管理施設へ搬出する。

※ 市町のご意向により、指定廃棄物とともに基準値（8 千 Bq/kg）以下の廃棄物や除染廃棄物を一緒に減容化・集約化する場合でも、国費で支援する仕組みを検討する。

※ 個人保管以外の指定廃棄物についても、長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期すとともに、基準値以下となったものは指定解除して通常の廃棄物として処理する等、保管量の減量化に努める。